

吉備中央町地域公共交通計画改訂業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、吉備中央町地域公共交通計画改訂業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、吉備中央町プロポーザル方式実施要綱（令和7年吉備中央町告示第9号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 吉備中央町地域公共交通計画改訂業務
- (2) 業務内容 吉備中央町地域公共交通計画改訂業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約の締結日から令和10年3月19日まで
- (4) 提案上限額 令和8年度、令和9年度 9,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。
※この金額は、提案の上限額を示すものである。
※本業務は2か年を予定しているが、契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の契約金額は予算の範囲内において双方協議の上決定する。
ただし、契約は単年度毎とし、1か年目の単年度契約に選定された事業者と1者随時契約を締結することを基本としていますが、確約するものではありません。

3 選定方法

プレゼンテーションによる提案内容、見積価格を総合的に評価して選定する。

4 参加資格の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成16年吉備中央町告示第8号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 吉備中央町暴力団排除条例（平成23年吉備中央町条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 過去5年間に他の地方公共団体において、本業務と同種又は類似業務の元請としての受注実績があること。
- (7) 吉備中央町との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができるものであること。

5 スケジュール

(1) 公募型プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、下記のとおりとする。

項目	期 日
①プロポーザル公募開始	令和8年6月19日(金)
②質問受付期限	令和8年6月26日(金)
③質問回答期限	令和8年7月 2日(木)
④参加表明書提出期限	令和8年7月 9日(木) (窓口受付時間 17時15分まで)
⑤提案資格確認結果通知	令和8年7月15日(水) (窓口受付時間 17時15分まで)
⑥提案書提出期限	令和8年7月22日(水) (窓口受付時間 17時15分まで)
⑦プレゼンテーション審査	令和8年8月 3日(月)
⑧審査結果通知	令和8年8月10日(月)
⑨契約締結	令和8年8月中旬

※上記は予定であり、変更する場合がある。

(2) 質問書受付期間及び方法

本実施要領の内容等について質問がある場合は、質問書(様式任意)を電子メールにて提出し、提出後に到達確認の電話をすること。なお、メールの件名は「吉備中央町地域公共交通計画改訂業務委託に関する質問」とすること。

(ア) 受付期間 令和8年6月19日(金)～6月26日(金) 午後3時まで

(イ) 提出場所 吉備中央町総務課 E-mail: soumu@town.kibichuo.lg.jp

(ウ) 回答方法 令和8年7月2日(木) 午後5時までに町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

6 提出書類

提出書類	提出方法等・提出先
参加表明書（様式第1号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本 ・ 会社組織図、会社概要 ・ 財務諸表等 ・ 本業務に類似する受注実績一覧表（過去5年間分） 	持参、郵送又は電子メールによる。 ※紙媒体での提出の場合は、7部提出すること。（押印が必要なものについては正本1部のみ押印。）メールによる提出の場合は、当町にて必要部数を印刷する。
提案書（様式第4号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案資料 ※下記8における項目を記載すること。 ・ 見積書（任意様式） 	〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2 吉備中央町総務課 soumu@town.kibichuo.lg.jp

7 プレゼンテーション

(1) 日時 令和8年8月3日（月）

※時間及び順番等は、後日、電子メールにより通知する。

※参加人数の上限は、3人以内とする。

(2) 場所

〒716-1192

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場賀陽庁舎 2階中会議室

(3) 提案時間

1 提案者あたり30分以内（提案20分以内、質疑応答10分以内）

(4) 使用備品

プレゼンテーションに必要な機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、電源については、町が準備する。

(5) 留意事項

・ プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

・ 事前に提出した提案書に沿って説明すること。

8 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を確実かつ円滑に遂行するための実施体制が整備されているか。 ・本業務の受注にあたり、過去5年間に他の地方公共団体において、本業務と同種又は類似業務の元請としての受注実績は十分であるか。 ・配置予定技術者の経験及び専門性、役割分担の明確性、関係機関との調整能力などが十分であるか。 	15点
業務の理解度 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の地域公共交通を取り巻く現状や課題、本業務の目的及び趣旨を十分に理解しているか。 ・本業務の進め方が具体的かつ実現性の高い内容となっているか。 ・2か年の業務工程が適切に計画されているか。 	15点
現状分析 課題整理	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態、利用実績、地域特性等の各種データを活用し、現状を的確に把握するとともに、地域公共交通に関する課題の整理・分析する手法が具体的に示されているか。 ・課題抽出の根拠や分析手法の妥当性が示されているか。 	15点
住民ニーズ 利用実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケートやヒアリング等により、多様な利用者の意見や移動実態を把握するための手法が提案されているか。 ・高齢者や交通弱者などへの配慮、回収率向上に向けた工夫、地域の実情を反映できる調査方法であるか。 	15点
施策立案 計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や課題を踏まえた実効性の高い施策が提案されているか。 ・公共交通ネットワークの維持・確保、利便性向上、利用促進、交通空白地対策などについて、具体性及び実現性があるか。 	15点
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定める事項以外で、本町の地域公共交通の課題解決に資する独創性かつ効果的な提案がなされているか。 ・先進事例の活用、新たな技術の導入、利用促進策などについて提案されているか。 	15点
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は、内容に対して適当な金額となっているか。 <p>価格評価点＝配点×最低見積価格／提案者見積価格 (小数点以下第1位四捨五入)</p>	10点

9 受注候補者の特定

(1) 受注候補者の特定方法

総評価点数が高い者から順位付けを行い、最も順位の高い者を受注候補者として特定する。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、受注候補者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合も同様の手続きとする。総評価点数が同点の場合、見積額が安価な者を高い順位とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は全ての参加者に結果通知書により通知し、受注候補者名等を町公式ホームページに公表する。

10 契約の締結

(1) 受注候補者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約内容及び契約金額は、提案書の内容をもとに、協議の上決定する。

11 留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに提出された書類（提案書等）は、無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。

(3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、吉備中央町情報公開条例（平成27年吉備中央町条例第28号）に基づき対応する。また、本プロポーザルの参加者は、実施要綱第17条の規定のとおり、当該公開基準を了解の上参加すること。

12 所管課

吉備中央町 総務課 行政班